

平成19年9月11日

於：農林水産省三番町分庁舎

食料・農業・農村 政策審議会

平成19年度第1回畜産部会速記録

農 林 水 産 省

## 目 次

1. 午後 2 時 30 分開会	1
1. 配付資料確認	1
1. 委員紹介	2
1. 委員出席状況報告	2
1. 部会長の互選、部会長代理の指名	2
1. 生産局長あいさつ	4
1. 資料説明	5
1. 意見交換	23
1. 午後 5 時 05 分開会	47

午後 2 時 30 分開会

○徳田畜産企画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第 1 回畜産部会を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきありがとうございます。私は 7 月 10 日付で畜産企画課長を拝命いたしました徳田でございます。よろしくお願いたします。

蒸し暑くなっておりますので、適宜ノーネクタイ、ノー上着等クールビズでよろしくお願いたします。

本日は、生源寺前部会長が 7 月をもって審議会委員を御退任されたため、部会長を選出する必要がございます。部会長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。

#### 配付資料確認

○徳田畜産企画課長 まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。番号を付しておりますが、資料 1 「議事次第」、資料 2 「委員名簿」、資料 3 - 1 「畜産をめぐる情勢について」、資料 3 - 2 「農業に関する国際交渉について」、資料 4 「平成 18 年度酪肉近代化基本方針工程表の取組状況と評価」、資料 5 「平成 19 年度酪肉近代化基本方針工程表（案）」、資料 6 「牛トレーサビリティ制度の状況について」、参考資料 1 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、参考資料 2 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針のポイント」、参考資料 3 「酪肉近代化基本方針の具体化に向けた工程表」、参考資料 4 「食料・農業・農村政策審議会 答申・建議（平成 17 年 3 月 17 日付 16 食農審第 127 号）」、参考資料 5 「食料・農業・農村政策審議会畜産部会関係法令集」、参考資料 6 「畜産部会の概要について」。以上でございます。

何か足りない資料等あれば、事務局のほうにお申し出ください。

それでは、まず参考資料 6 をごらんください。

畜産部会につきましては、昨年度まで生産分科会に属する部会として設置されております。

したが、食料・農業・農村に関する施策に関する重要事項を総合的に調査・審議するため、今般、農林水産省の審議会全般にわたって見直しを行い、生産分科会については廃止され、畜産部会については本審議会のもとに設置されることになりました。

## 委員紹介

○徳田畜産企画課長 次に、新たに6名の委員に御参加いただくことになりましたので、御紹介させていただきます。

まず、大藪真裕美委員でございます。

○大藪委員 大藪です。よろしくお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 上安平冽子委員でございます。

○上安平委員 上安平です。よろしくお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 杉本正委員でございます。

○杉本委員 大阪の杉本です。よろしくお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 鈴木宣弘委員でございます。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 林良博委員でございます。

○林委員 林です。よろしくお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 八巻裕逸委員でございます。

○八巻委員 北海道の八巻でございます。よろしくお願いいたします。

## 委員出席状況報告

○徳田畜産企画課長 さて、本日の出欠の状況でございますが、秋岡委員、浅野委員、武見委員におかれましては、やむを得ない理由で御欠席されるとのことでございます。

## 部会長の互選、部会長代理の指名

○徳田畜産企画課長 さて、本日は冒頭に申し上げましたとおり、まず部会長を選出していただくことが必要でございます。

参考資料5、関係法令集の5ページにありますように、食料・農業・農村政策審議会令で、第6条第3項に、「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任することとなっております。

部会長の互選について、何か御意見がありましたら、お願いいたします。

林委員。

○林委員 私のお隣におられます鈴木委員は、食料・農業・農村に対して非常に広い見識をお持ちですので、ぜひ鈴木委員にお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

(「賛成」、「異議なし」の声あり)

○徳田畜産企画課長 ただいま、林委員から鈴木委員を部会長に選出してはどうかという御提案があり、皆様から既に御異議がないという御返事もいただいておりますので、鈴木委員にお願いしたいと思います。

それでは、鈴木委員、部会長席に御移動をお願いいたします。

それではここで、鈴木部会長からごあいさつをいただきたいと思います。

なお、これからは、鈴木部会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長 ただいま部会長を拝命いたしました鈴木でございます。

不慣れでかつ不勉強ということで、大変恐縮ではございますが、皆様の御協力を得まして、円滑な部会運営に努力いたしますので、きょう、天気は突然大荒れになりましたが、本日の部会が円滑に運営されますよう、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここから私のほうで議事を進行させていただきます。

部会長が決まりました後は、部会長代理を決めていただく必要がございます。

これも先ほどの参考資料5の5ページに、審議会令の6条第5項というのがございまして、「部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」ということになっておりますので、私から指名させていただきたいと思えます。

部会長代理としましては、これまでに引き続き、大変この畜産分野に造詣の深い福田委員にお願いしたいと思えます。

福田委員、いかがでしょうか。

○福田委員 はい。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

## 生産局長あいさつ

○鈴木部会長 それではここで、次に生産局長からごあいさつをいただきたいと思います。

○内藤生産局長 今月7日付で生産局長を拝命いたしました内藤でございます。よろしくお願いたします。

平成19年度の食料・農業・農村政策審議会第1回の畜産部会の開催に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

まず、本日は、委員の皆様方におかれましては、大変御多用中のところ、また悪天候の中御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、我が国の畜産業は、安全で良質な畜産物の安定供給、そのみならず、地域経済の活性化、国土の有効活用、さらには環境の保全等、多面的な機能を果たしているところでございます。

しかしながら、国際化の進展、あるいは食の安全・安心に対する関心の高まりを始めとして、我が国の畜産業をめぐる状況は急激に変化しております。このような変化に対応し、さまざまな課題に的確に反応していくことが必要となっております。

まず、国際化への対応でございますが、豪州とのEPA交渉が始まりました。今後の交渉の枠組みですとか、進め方といった、手続面についての協議が行われたところでございます。交渉はこれからということでございます。

また、多角的貿易交渉でございますWTOの農業交渉につきましては、ファルコナー農業交渉議長のテキストの改訂版が提示されました。

これから本格的な交渉に入るという重要な局面を迎えているわけでございますが、センシティブな品目、いわゆる重要品目に十分な配慮が得られるよう、全力で交渉に取り組んでまいり所存でございます。

また、最近、皆様御案内のとおり、アメリカにおきまして、バイオエタノールが一種のブームになっております。そういったバイオエタノール向け需要の増加から、飼料の主原料でございますとうもろこしの国際価格が大変上がっております。このため、配合飼料価格制度の円滑な運用を通じまして、畜産経営への影響を緩和すると同時に、国産飼料の一層の生産の拡大によりまして、飼料自給率の向上を図ることとされているところでございます。

このような状況のもと、本日は、平成 17 年 3 月の食料・農業・農村政策審議会で行われました建議を踏まえまして、「酪肉近代化基本方針」に掲げられました施策の工程管理を適切に行う一環といたしまして、基本方針に基づく施策の推進状況、それから畜産をめぐる情勢について、御報告させていただくことにしております。

委員各位におかれましては、これらの議題につきまして活発に御議論いただきますとともに、今後の我が国畜産のあり方についても、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、部会の運営につきまして、まず事務局から説明をいただきたいと思ひます。

○徳田畜産企画課長 当部会の運営方針につきましては、既に以前の畜産部会において御承知いただいておりますが、念のため御確認させていただきます。

議事の公開・非公開の方針でございます。参考資料 5 の 6 ページをお開きください。

審議会の議事規則に基づき、会議は公開といたします。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人若しくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができることといたします。

また、議事録は、一般の閲覧に供するものとします。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録にかえて、議事要旨を一般の閲覧に供するものができることといたします。

部会の運営につきましては以上でございます。

○鈴木部会長 まず事務局のほうから、酪肉近代化基本方針に基づく施策の進捗状況や畜産をめぐる情勢等につきまして説明を受けまして、その後、委員の皆様から御自由に御意見、御質問をいただくという形で進めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日の畜産部会は 16 時 30 分を目途としておりますので、あらかじめ御承知お願ひします。

## 資 料 説 明

○鈴木部会長 それでは、早速事務局よりの説明をお願いしますが、委員の皆様には本日の資料は事前に配付いただいておりますので、お目通しいただいているかと思っておりますので、説明は簡潔にさせていただきたいと思っております。

まず初めに、各担当課長さんのほうから、資料3-1「畜産をめぐる情勢について」及び資料3-2「農業に関する国際交渉について」の説明をお願いします。

○平岩牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の平岩でございます。

資料3-1の「畜産をめぐる情勢について」の資料に基づきまして、牛乳乳製品関係は私のほうから御説明させていただきます。

1 ページ目でございますが、基本的な部分で恐縮でございますが、生乳の需給構造、平成18年度の数字によりまして、示しております。

国内の需要に対しまして、供給量として1,204万トンを生乳換算で供給されております。そのうち国内の生乳生産で賄えているのが809万トン、概ね3分の2でございます。残りが輸入乳製品でございまして、396万トンという形になっております。

国内生乳生産のうち、飲用牛乳等向けということで、薄い水色で示しております部分、470万トン仕向けられております。これについては都府県産が約8割を占めるという構造になっております。

その右側に、脱脂粉乳・バター向けの生乳でございますが、203万トンでございます。これについては、毎年度補給金の単価、限度数量につきまして、当審議会にお諮りをして決めさせていただいておりますが、約8割が北海道産という構造になっております。

そのほかに、生クリーム、チーズ等への仕向けでございますが、136万トンが生産をされております。

また、輸入乳製品396万トンのうち、チーズが269万トンということで、輸入の7割弱をチーズが占めております。また逆に、国内のチーズ消費の8割が輸入品によっているところでございます。

2 ページをお願いいたします。生乳需給の推移ということでございます。折れ線グラフでございますように、生乳需給は平成8年度をピークに、緩やかな右肩下がりで推移をしております。下の棒グラフのとおり、12年度以降、脱脂粉乳の在庫が増加をいたしまして、15年度には過去最高の水準に達したところでございます。



これを受けまして、16年度から、生産者団体におかれては、脱脂粉乳の過剰在庫を処理する対策を実施をされておるところでございます。その効果が出まして、在庫は減少傾向にあるわけでございますが、17年度末では依然高い水準にありました。

また、バターにつきましても、17年度、在庫がやや増加をするという状況が生じたところでございます。このため、18年度から生産者団体におかれては、12年ぶりで減産型の計画生産に取り組んでおられるところでございます。この結果、生乳需給は大変改善されているところでございますが、脱脂粉乳、バターとも、18年度末、依然として適正在庫水準を上回る水準で存在をしているという状況があったわけでございます。このため、19年度も減産型の計画生産、生産者団体が取り組んでおられるところでございます。

3ページでございます。特に、飲用牛乳の消費の減退という部分が消費の中で非常に重要な課題になっております。その主な要因の一つとして、やはり他飲料との競合が大きなものとしてあるかと思っております。このページで分析をしておりますが、近年ですとミネラルウォーターですとか、野菜飲料の伸びがございまして、こういったものを中心に、牛乳との関係で消費が移動しているかというふうに見ております。

それから4ページ目でございます。最近の生乳需給と生産者団体によるお取り組みというところでございます。先ほども少し出てまいりましたが、18年度の生乳需給は、牛乳等向けが年度が始まる前に見通しをしたものよりも下回って、マイナス2.5%であったわけでございますが、生産者団体中心に計画生産に徹底して取り組まれた結果として、生産量がやはりマイナス2.5%という形になりました。そういったことで、結果として、特定乳製品向けの生乳の仕向けは限度数量として18年度に設定をさせていただいた203万トン並みという形になったところでございます。

19年度につきましては、これは7月までの状況でございますが、生産量が、対前年同期比で2%減ということで、計画生産の目標の水準、これは対前年実績比で、マイナス0.2%ということで設定をされておりますが、これを下回って推移をしております。

また、一番右側の少し黄色く色をつけた四角で書いてございますが、本審議会における御審議も踏まえながら、関連対策ということで、チーズ、液状乳製品、これは生クリームを中心としたものでございますが、それから発酵乳向け、これはヨーグルト等でございますが、これらの供給の拡大の支援をするために、生乳需要構造改革事業ということで、従来単年度で行ってございましたものを3年間の事業という形にして、かつ1年当たりの所要額も増額をしながら、そうした需要が伸びているものへの生乳の仕向けに引き続き計画的

に取り組んでいただけるようにという措置をとらせていただいたところでございます。

それから5ページでございます。国産の生乳の仕向けの大きな部分を占める飲用牛乳、飲用需要が特に低迷をしているということを踏まえまして、その消費拡大を図ることが重要な課題だと認識をしております。

消費拡大を牛乳・乳製品について図るというところは、大変難しい課題ではございますが、今年度におきましては、特に消費者の考え方、着眼点をより正確に分析をいたしまして、消費拡大も、対象によって重点的に行っていくということを考えておりまして、その場合、着眼点として、一つは牛乳・乳製品の持っている有益性、機能性についての学術的な側面も強化をしながら、十分に情報を御提供していくということ。

二つめは、魅力的な商品の開発に資するように、容器、ペットボトルの導入ですとか、あるいは表示のあり方についても検討を進めるというようなこと。最後に、酪農と牛乳・乳製品に対する国民・消費者の方の御理解を醸成をしていくということで、例えば酪農教育ファームのような機会を利用しながら、そうした御理解を醸成していくような取り組みも強化をしていこうということで進めておるところでございます。

牛乳・乳製品関係は以上でございます。

○牧元食肉鶏卵課長 それでは7ページをお開きをいただきたいと思います。肉用牛生産の概況ということで、以下食肉の関係を、食肉鶏卵課長の牧元から説明をさせていただきます。まず、肉用牛生産につきましては、御案内のように、上段、肉専用種。これは黒毛和種とか和牛に代表されるような肉専用種の経営と、それから下段、これは酪農経営の副産物でございます乳用種・交雑種という2つに分かれているわけございまして、またこの肉専用種につきましては、子牛をとる繁殖経営と、その子牛を育てて成牛にして販売をする肥育経営という2つに分かれるわけでありまして。

また、この乳用種・交雑種の育成・肥育経営というものがあるわけございまして、これらを合わせまして、一番右の端のところでございますが、国産牛肉の枝肉生産量が大体49万トン、自給率が43%ということでございます。

次の8ページをお開きをいただきたいと思います。肉用牛、とりわけ肉専用種につきましては、左下の表をごらんをいただきますとおわかりのように、やはり繁殖経営の農家、これは特に零細、小規模、高齢化が進んでいるということで、飼養戸数がどんどん減っております、それにあわせまして、繁殖雌牛の飼養頭数も減っていると。

こういう中で、関係団体のいろいろなお取り組みを結集いたしまして、私ども、肉用牛

の増頭対策というものを推進をしております、おかげさまで、昨年は1万頭以上の増頭を達成することができたということでございまして、引き続きまして、この増頭につきまして、関係の皆様方と協力して取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

それから、次の9ページをお開きをいただきたいと思います。食肉の需給の推移ということでございます。食肉につきましては、御案内のように、米国におけるBSEの発生でありますとか、あるいは内外の鳥インフルエンザの発生などによりまして、牛肉、鶏肉の消費が落ちて、豚肉の需要がふえるということがあったわけでございますが、このあたり、大体一巡いたしまして、ここ1、2年見てみますと、牛肉、鶏肉の供給量が回復傾向で推移ということでございまして、右下のグラフでございまして、直近本年の前半の動きを見ても、牛肉、豚肉、鶏肉、それぞれ国内生産量、輸入量ともに、大体昨年と同じ水準で推移をしているという状況でございます。

以上、簡単でございますが、食肉関係でございます。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長 続きまして、10ページ目をごらんください。畜産環境・経営安定対策室長の本郷でございます。畜産環境対策について御説明申し上げます。

家畜排せつ物法につきましては、平成16年11月より本格施行いたしております。この中で、一定規模以上の畜産農家につきましては、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が必要ということになっておりまして、全畜産農家13万戸のうち、約6万戸が管理基準の対象になっております。

この法への対応状況でございますが、右の図表にございますように、ほとんどの畜産農家が管理基準に適合している状況となっております。管理基準に不適合の農家は51戸となっております、前年調査の75戸から比べますと、着実に改善してきているという状況でございます。

続きまして、11ページをごらんください。家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の見直しについて、御説明いたします。この基本方針と申しますのは、家畜排せつ物法に基づく法定計画でございまして、1の①～④にある事項について定めることとされております。

見直しの背景ですが、先ほど御説明しましたとおり、家畜排せつ物法に基づく管理基準につきましてはほぼ遵守される状況となっておりますが、新たな課題に対応していくことが必要であろうということになっておりまして、このため、平成20年度を目標年度と

する、現行の基本方針を見直ししまして、新たに平成 27 年度を目標年度とする基本方針を策定し、本年 3 月 30 日に公表したところでございます。現在、各都道府県におきまして、都道府県計画を策定中というところでございます。

見直しのポイントですが、これは右にありますように、以下の 3 点が柱ということで、耕畜連携の推進、ニーズに即したたい肥づくり、家畜排せつ物のエネルギー利用等、こういったことになっております。

家畜排せつ物につきましては、酪農を始めといたしまして、自給飼料生産のために活用するのが基本であるというところでございますが、みずからの経営内で利用できない場合は、やはり耕畜連携の推進が必要であり、そのための体制整備を推進していくこととしております。

また、耕畜連携を推進する上での課題は、ニーズに即したたい肥づくりでございます。作物ごとのニーズに応じていくことも大切だということでもあります。さらに、環境問題に適切に対処していくためには、家畜排せつ物のエネルギー利用等も重要であるということで、家畜排せつ物の過剰地域等におきまして、必要に応じまして、ペレット化による広域利用、炭化・焼却処理、メタン発酵等を推進することによりまして、たい肥の需給状況の改善やエネルギー利用を図っていくことといたしております。

なお、次項に、基本方針の概要が載っておりますので、後ほど参考にごらんいただければと思います。

以上でございます。

○釘田畜産振興課長 続きます、飼料関係につきまして、13 ページ以下で御説明させていただきます。畜産振興課長の釘田でございます。

まず 13 ページ、飼料自給率につきまして簡単に御説明しております。家畜の飼料は、上のほうの粗飼料、乾草、サイレージ、稲わらなどの粗飼料と、下のほうになりますが、穀物あるいはかす類、動物質の飼料、そういった濃厚飼料とに大きく分かれます。

まず粗飼料につきましては、現状では 76%ほどの自給率になってございますが、これは基本的に国内で生産される牧草類でございますので、平成 27 年度目標といたしましては、自給率 100%を目標にしているところでございます。

一方、下の濃厚飼料につきましては、とうもろこしなどを始め、そのほとんどを海外からの輸入に依存しておりまして、一部国産の飼料がございまして、自給率は 10%ほどでございます。これにつきましては、なかなかとうもろこしの国内生産は難しいのでござい

すが、食品残渣等の有効活用を図っていくことによりまして、自給率を 14%まで高めたいと、これが目標になっております。

全体といたしまして、自給率、現状の 24%を 35%ほどまで引き上げたいという目標になっております。これらの目標を達成するための対策が右側でございますが、これにつきましては次ページ以降で、少し詳しくごらんいただきたいと思います。14 ページ、お開きください。

まず稲わらの利用でございますが、家畜の飼料用への稲わらの利用は、現在約 1 割でございます。この円グラフでございますように、そのほかの多くはすき込みされたり、焼却されてございます。

しかしながら、下の表にありますように、平成 17 年度の自給率をごらんいただきますと、ほぼ 100%ということで、現状では国内で必要な稲わらは国内産で供給されているということになっております。これは、実は一昨年、中国からの稲わらの輸入が口蹄疫の問題で一時停止いたしましたことも影響しております。なお、この中国産の稲わらにつきましては、先月から輸入が一部解禁されております。

いずれにいたしましても、国内で稲わらが不足する地域へ、稲わらの生産地帯から、広域流通によって供給する体制をつくるのが大事だと思っております。右下にありますように、例えば南九州へ、北九州のほうから稲わらを提供する体制をつくるための取り組みを進めているところでございます。

次、15 ページお願いいたします。稲作農家にとりましてつくりやすい家畜の飼料、なおかつ畜産農家にとっては飼料としての価値が高いということで、稲発酵粗飼料、ホールクロップサイレージと呼んでおりますが、これの作付が拡大しております。

昨年度の実績といたしましては 5,182 ヘクタールということになっておりますが、新しい品種が開発されて普及してきていること、あるいは新たな機械体系が導入されてきたといったようなことから、作付面積は拡大しているということでございます。

今後も、こういった稲作農家により構成される生産組織が、専用機械を導入して畜産農家へ販売するような取り組みが増えていくと考えております。

次、16 ページお願いいたします。放牧でございます。これは牛が中心になりますが、家畜の放牧は飼料費の節減、あるいは飼養管理、飼料生産等の省力化によるコストダウンが図れるということで、私ども、この取り組みを進めてきたところでございます。

特に肉用牛の繁殖牛を中心といたしまして、耕作放棄地あるいは水田を活用した放牧へ

の取り組みというのが各地で進んできておりまして、この放牧は、一方で中山間地帯などでの獣害防止にも役立つといったことも言われておりまして、取り組みが進んできているところがございます。

今後とも耕作放棄地の解消、あるいは棚田の保全といった観点から、転作田、野草地など多様な土地を利用した放牧を推進していきたいと考えているところがございます。

次、17 ページでございます。飼料米でございます。米の飼料用としての利用につきましては、米の生産コストが輸入とうもろこしと比較した場合に、大幅に高いという問題がございます。左下の図の中にその比較が示されておりますが、飼料米は、前提の置き方でかなり幅が出ますが、下に書いてある前提を置きますと、現状でキロ当たり 142 円という生産コスト。それに比べまして、とうもろこしの輸入価格、これが昨年度 1 年間の平均価格で 19.2 円ほど。最近、この価格が高騰しておりますので、最近の価格を使いましても 22.8 円ほどということでございますので、これを単純に比較しますと、6 倍から 7 倍ほどの価格差があるということになります。

なお、倍率のところの括弧内の数字は、国内の飼料米をつくる場合に交付される産地づくり交付金を考慮した場合の倍率でございますが、それでもなお 4 倍から 5 倍ほどの格差があるということでございます。こういった価格差がありますために、現状においては極めて限られた取り組みとなっております、作付面積も 100 ヘクタール余りということになっております。

しかしながら、一方で耕種農家と畜産農家、あるいは消費者が連携した取り組みによりまして、この飼料米の生産と利用が行われている事例も見られますことから、今後の課題といたしましては、左の欄にございますような単収の向上ですとか、栽培技術の開発・導入、規模拡大、あるいは飼料米を使った畜産物の高付加価値化といった問題に取り組むことによりまして、課題を少しでも解決しながらこの取り組みを拡大していくことが重要であろうと考えているところがございます。

次、18 ページでございます。ここでは、新たな飼料原料の活用という中で、最近の話題といたしまして、DDGS というものを取り上げております。この DDGS はバイオエタノールを生産する際の蒸留粕でございます。近年米国でとうもろこしを利用したバイオエタノールの生産が急速に拡大していることに伴いまして、DDGS の発生量もふえておりまして、これが米国内あるいは東南アジアなどで、新たな飼料原料として使われているという状況がございます。

ただ、DDGSは、真ん中の主な課題のところがございますが、工場ごとにばらつきがまだ非常に大きいとか、脂肪含量が高い、あるいは固まりやすい性質を持っている、いろいろな問題がございます、これを我が国へ輸入して使うには、まだまだ解決しなければならない問題があるという状況でございます。

しかしながら、こういった課題を解決しながら、新たな飼料原料として拡大を図るべく努めていきたいと考えているところでございます。

次の19ページでございます。昨年秋からとうもろこしの国際価格が急騰しておりまして、一時は、このグラフでございますように、4ドルを超えた水準で推移いたしました。その後、米国でのとうもろこしの作付面積が対前年で19%ほど増えたという状況、あるいはその後のとうもろこしの生育も順調であるといったようなことから、現在では少し下がりにまして、3ドル台の前半で推移しているといった状況でございます。

一方で、輸入されるととうもろこしの価格に影響を与えます海上運賃。船舶需要が非常に堅調であるといった状況あるいは原油価格の高騰によりまして、海上運賃が非常に高い水準で推移しております。

またさらに、為替につきましては、最近少し円高に戻しておりますが、基本的には円安基調で推移してきていると。こういったさまざまな要因が、輸入されるととうもろこし価格、ひいては配合飼料価格に影響を及ぼすということでございます。

次のページをお願いいたします。我が国では、配合飼料の価格安定制度というものが運用されております。この制度のもとで、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するということが行われております。

この制度の中には、民間による積み立てでございます通常補てん基金と、それから国と民間が積み立てている異常補てん基金の2つがございますが、左のグラフで見いただきますと、上のほうの階段状の線が、四半期ごとに改定される配合飼料価格でございます。これが上昇した場合に、過去1年間の移動平均になりますが、その価格との差額が補てんされるというのが基本的な仕組みでございます。その際に、補てん額の水準が上昇が非常に大きかった場合には、補てんの一部が異常補てんから補てんされるという仕組みとなっております。

この図の中で示されておりますように、昨年10月以来4・四半期にわたりまして、この補てんが実施されているという状況でございます。さらに、この7月以降、先ほど申し上げました過去1年間の移動平均との差額に加えまして、実質的な農家負担額——この図で

いきますと下のほうの線になるんですが——この実質的な負担額の上昇を4%に抑えるための追加的な補てんというのができるようになっておりまして、これが発動されております。

それでは次のページ、お願いいたします。このページでは、ことしの3月の価格決定に際しまして、決定されました新たな関連対策が紹介されておりますが、一番左にあります国産飼料資源活用促進総合対策、これは粗飼料の自給率を高めるための諸対策。

それから真ん中にあります畜産生産性向上等促進総合対策ということで、この中身といたしましては、未活用資源の飼料化、あるいは家畜の生産性向上、それから消費者の理解を醸成するための取り組み。こういったものを一体として実施しているところでございます。

さらには、右のほうにございますが、これは一般予算も含めましてさまざまな対策が用意されておりまして、これらを一体的に推進することによりまして、国内の自給飼料の生産量の拡大、あるいは家畜の生産性の向上、そういった取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

22 ページでございます。先ほどちょっと出てまいりましたが、最近の飼料価格の高騰を受けまして、現在こういった取り組みの中で、まずは生産者の生産性向上を図っていただくことが必要だと思っておりますが、あわせまして、こういった状況につきまして関係者に認識を高めてもらい理解をしていただくための、「飼料価格高騰等の畜産をめぐる状況変化への理解醸成のための中央推進協議会」を設置いたしまして、5月以降、2回の会議を開催しております。10月も含めまして、今後また開催いたしますし、現在、地域ブロックごとにこの協議会が説明会を開催しているところでございます。

この協議会の中で、生産者、加工流通業者、あるいは消費者等の御意見をいただきながら、具体的に生産性向上の取り組み、あるいは関係者の理解醸成を進めるための取り組みを進めているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○姫田動物衛生課長 続きまして23ページ、家畜衛生をめぐる情勢でございます。動物衛生課長の姫田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

23ページ、表の一部数字が誤っております。伝達性海綿状脳症、これは18年が10頭、19年が2頭でございます。あと、文章中も、BSEの発生を確認。現在までに33頭の発生ということでございます。



主要な家畜伝染病の発生状況でございますが、12年の3月に口蹄疫の発生。これは北海道と宮崎で発生いたしました。それだけで収束させております。

それから、13年9月以降BSEの発生ということで、33頭が発生しているということ。

それから、ヨーネ病の発生が漸増しております。ヨーネ病は必ずしも全部が把握できているということではないのですが、北海道だけということであったのが、全国的に広がっている状況になってきているということでございます。

それから、豚コレラにつきましては、平成5年以降は発生がなくて、昨年4月1日に、ワクチンを打たないで清浄性を確認いたしました。

それで、ことし4月1日に1年間ワクチンを打たないということが続きましたので、OIE上、ワクチンを打たない、ワクチン非接種清浄国になったということでございます。

なお、きょう私どもがおくれてまいりましたのは、今現在清浄国になったということでシンポジウムをやっているところでございます。

それからあと、高病原性鳥インフルエンザでございますが、ことし19年1月に宮崎、岡山の4カ所で発生を確認しているところでございます。

家畜伝染病の発生の予防、蔓延防止等ということで、起こってからというよりは、その前にやはり発生予防をすることが一番重要と考えております。

まず一つ目は、飼養衛生管理基準の策定。これは農業におきますGAPと同じ考え方でございます。すべての畜産農家が、発生予防なり安全性の確保のための遵守すべき基準を策定したところでございます。

それから特定家畜伝染病防疫指針ということで、これは重要伝染病、口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザ、それから豚コレラ、この4つの疾病について防疫指針を定めているところでございます。

それから、農家段階におけるHACCPの方式ということで、先ほどの飼養衛生管理基準はすべての農家にということでございますが、さらにレベルの高い農家に対してHACCPの考え方を取り入れて衛生管理ガイドラインを策定し、それから特に人にも感染性がありますサルモネラに対して、総合対策指針を策定しているところでございます。

この後、HACCPを活用した衛生基準が行われている農家について、認証基準を策定して普及していこうということで、19年には乳牛・肉用牛について、20年には豚・鳥について、認証基準を策定し、そして普及に努めてまいるところでございます。

次の24ページでございます。社会的に関心の高いBSEについて取りまとめさせていた

できました。これが経過でございますので、見ていただいたらわかるかと思いますが、13年9月に発生確認後、現在、13年の発生直後に肉骨粉の給与停止と、それからと畜場でのBSE検査や特定危険部位の除去という安全対策を行っております。15年度からは死亡牛の検査を開始したのと、それから17年4月からは、レンダリングラインあるいはえさの製造工程に、牛とそれ以外の家畜との工程分離を行っております。17年4月から完全実施をいただいているところでございます。それから、17年には検査月齢の見直しをしているところでございます。

あと、右の下のところで、世界のBSEの発生件数の推移というところを見ていただきたいと思っております。1992年が最高の発生数でございます、37,000頭。これは実際は、英国では確認されただけということでございますが、これ以上の発生があったと見込まれております。その後2000年以降減少傾向で推移しておりまして、2006年昨年が329頭、そして本年は、8月までを集計しておりますが、52頭ということで、英国においても24頭の発生ということで、世界的にもほぼ終息に向かっているのではないかと考えております。我が国でも現在2頭が確認されているということでございます。

米国産牛肉問題については、現在6月及び8月に、日米間での技術的な会合を開催し、そして皆さん御存じのように、アメリカから輸入の全面的な解禁ということを求められておりますが、現在、その技術的な会合の中でその方針について、今後見直すことができるかどうかについて検討しているところでございます。

次のページでございます。高病原性鳥インフルエンザでございます。本年の発生に限定して申し上げますと、19年1月から2月にかけて岡山県、宮崎県で高病原性鳥インフルエンザが発生しております。その後2月に防疫措置が完了して、5月には3カ月ということでございますので、国際的にも清浄国に復帰したところでございます。

その後の対応ということで、高病原性鳥インフルエンザの感染経路について、現在感染経路究明チームによる調査報告書を取りまとめております。間もなく事務手続が決まり次第、高病原性防疫指針の改正についてもパブリックコメントにかける予定でございます。

感染経路については、確定はしておりませんが、基本的には渡り鳥が海外から持ち込んだ可能性が高いということ。それから、国内に持ち込んだ以降は、いわゆる小鳥、それから小動物によって持ち込まれた可能性が高いということで、人が着衣や靴等につけて、あるいは機材につけて持ち込んだ可能性というのは非常に低いという結果が出ております。そういうことをあわせまして、防疫指針の見直しを検討しております。

防疫指針の見直しについては、産業上できるだけ効率的に、確実に防疫を進める一方で、移動禁止措置とかを効率的に運用していくということを視野に入れて見直しをしているところでございます。

それから養鶏場における衛生管理テキストの作成・普及等に務めております。

あわせて、高病原性鳥インフルエンザの世界的な蔓延状況でございますが、我が国に起こった4例で、あるいは韓国で起こったものについては、いわゆる中国の青海湖で確認されたものと同じと言われておりまして、H5N1型ではございますが、人に感染した事例は確認されていないタイプのものでございます。ただこのタイプにつきましては、モンゴル、ロシア、あるいはヨーロッパ、エジプト等に広がっている状況と言われております。

それから、インドネシア、ベトナム等を中心に、同じH5N1型が発生しているものについては、人への感染は、いわゆる鶏糞あるいは直接鶏の羽とかそういうものを直接吸い込んだ、濃厚接触した場合における感染が報告されているところでございます。これについては、まだ、我が国では、こういう地域ではなくて、東南アジアに限定された発生という状況でございます。

ただ、OIE、WHOにおいては、プレ・パンデミックの状況ということで、WHOのほうからは、人に移る可能性がある、いわゆるスペイン風邪とか香港風邪になる可能性を秘めておりまして、それについてのパンデミック、大流行の前の状況にあると言われております。

ですから、赤信号ではなくて黄信号の状況ということで、17省庁で予行演習をするなどの対策をとって、そういう状況に備えているところでございます。

それから最後に、アジアにおける高病原性鳥インフルエンザ拡大防止措置ということで、鳥インフルエンザについては、我が国だけで防疫するというだけでは、なかなか守り切れないということがございますので、アジア全体に対して、アジア地域の動物検疫の施設、あるいは施設整備とかソフトの整備等について、OIE、FAO等の国際機関を通じた支援をしているところでございます。

以上でございます。

○徳田畜産企画課長 次に私のほうからは、資料3-2に基づきまして、農業に関する国際交渉について御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。WTO農業交渉につきましては、我が国は多様な農業の共存を基本理念といたしまして、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確

立を目指しているところでございます。

2004年7月末には、交渉の大枠となる枠組み合意が成立し、2005年12月の香港閣僚会議におきましては、輸出補助金を2013年までに廃止すること等が決定されたところでございます。その後、関税削減等の具体方法、モダリティの確立に向けた議論が続けられておりますが、このような中で、本年7月に、農業及び非農産品市場アクセスの議長テキストの改訂版が提示され、9月から本テキストをたたき台といたしまして、高級事務レベルの議論が始まったところでございます。

我が国といたしましては、上限関税率の不適用、重要品目の十分な数と、柔軟性のある取り扱いについていかに確保するかが課題と考えております。

2ページ以降、議長提案の内容が書いてありますが、詳しい内容は省略させていただきますが、我が国畜産にとりましては、乳製品については、豪州やニュージーランドの輸出国と価額水準に大きな格差があること、一方で品質面で優位性がほとんどないという状況にあります。また、食肉につきましては、乳用種牛肉をはじめとして、品質面で輸入牛肉と競合するほか、豚肉につきましても品質面で優位性が少ないという状況にあります。このため、我が国の畜産の健全な発展を図るためには、関税による一定の国境措置や国内市場を確保する必要があると考えております。

ずっと飛ばさせていただきます、6ページ目に移らせていただきます。次にEPA・FTAの関係でございますが、FTA（自由貿易協定）とは物やサービスの貿易自由化を行う協定でございます、EPA（経済連携協定）とはEPAの要素に加えまして、広い分野を含む協定でございます。

我が国といたしましては、これらの協定をWTOの多角的貿易体制を補完するものとして、アジアを中心に締結を推進しているところでございます。

状況等は7ページ、8ページに書いてありますが、次に9ページでございます。いずれにいたしましても、農林水産分野の交渉に対しては、基本的姿勢として、我が国の全体としての経済上の利益、外交上の利益を考慮しつつ、食料安全保障や、我が国での進行中の構造改革の努力への影響を考慮しながら、「守るべきものは守る」という姿勢でのぞんでいくことにしております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございました。

それでは続きまして、畜産企画課長から資料4及び5の「酪肉近工程表」についての説

明をお願いします。

○徳田畜産企画課長 まず、縦紙の参考資料4でございます。ちょっと見ていただきたいと思いますが、審議会から平成17年度の畜産物価格を決定する際の農林水産大臣への答申及び建議でございます。

その裏でございますが、建議のIに、酪肉基本方針については、「制度・施策の工程管理を適切に行い、適時見直しを図ること」とされております。これを受けまして、参考資料3のように、平成17年～21年度の工程表を策定しております。この工程表を管理していく上で、これから説明いたします資料4や5のように、前年度の取り組み状況と評価、そして当該年度の工程表案を作成し、畜産部会の御意見を伺っているところでございます。

それでは資料4に基づきまして、ごく簡単にポイントのみを説明いたします。

資料4の1ページ目でございますが、取り組み状況と評価でございます。まず、1. 産業構造の確立のところでございますが、一番右にありますように、肉用牛肥育経営安定対策事業及び地域肉豚生産安定基金造成事業につきまして、平成19年度から対象者を、原則として認定農業者にするということがございまして、18年度につきましては、このため、畜産における認定農業者の認定率向上に向けた取り組みを推進したところでございます。

2. 自給飼料基盤でございますが、全国飼料増産行動会議を開催し、関係者一体となって飼料増産に取り組んでいるところでございます。重点地区につきまして、平成17年度は137地区でございましたが、18年度は目標を大きく上回りまして、213地区になっております。

3. 畜産物に係る安全性につきましては、飼養衛生管理基準に係る標準的なチェックリストの作成・配付を行っております。また、先ほど説明にありましたように、牛の慢性で頑固な下痢を示す病気でありますヨーネ病の防疫対策要領を作成しております。

4. 食育の推進でございます。地域交流牧場協議会につきまして、平成17年度の20地区から28地区にふやしまして、交流活動等を展開しております。また、インターネットの畜産全般にわたる共通サイトでありますLIN全体のアクセス数は年3,000万件と、対前年10%の向上となっております。

次に2ページ目でございます。5. 家畜排せつ物でございますが、本年3月に平成27年度を目標とする基本方針を策定・公表しております。先ほどの室長の説明にありましたように、耕畜連携の推進とか、ニーズに即したたい肥づくり、家畜排せつ物のエネルギー利用等の基本的な方向を示しているところでございます。

次に6. 家畜改良についてでございます。3つ目の丸ですが、和牛を初めとして、家畜の遺伝資源の保護に関して検討会を開催しておりまして、平成18年の8月に特許の戦略的な取り組みや活用についての中間報告を取りまとめ、その実現に向けた取り組みを推進しているところでございます。

7. 流通飼料についてでございます。3つ目の丸でございますが、18年8月に、食品残さ利用等の安全性の確保のためにガイドラインを作成しておりまして、エコフィードの利用規範を明確化しております。

8. は飛ばしまして、9. 肉用牛及び牛肉の流通でございます。家畜市場等11カ所、食肉処理施設16カ所で再編整備を実施しております。

次に、資料5の説明に移らせていただきます。1ページ目の重点ポイントでございますが、19年度の行動計画のポイントといたしましては、配合飼料価格の上昇を踏まえた総合的な対策の推進と、肉用牛繁殖雌牛の増頭推進が課題となっているところでございます。

それぞれ、取り組み内容でございますが、飼料作物作付面積の減少に歯どめをかけまして、増加に転換を図ることとしております。19年度の作付面積拡大目標は2万ヘクタールでございます。水田を活用しました稲発酵粗飼料の作付拡大につきましては、2,500ヘクタール増の7,500ヘクタール。青刈りとうもろこしの作付面積につきましては600ヘクタール増の8万5,000ヘクタールとしております。また、国産稲わらの自給は100%達成を目指しております。水田放牧の取り組みの拡大につきましては、肉用牛放牧頭数5,000頭を目指しております。

エコフィードの取り組みについては、具体化を推進することとしております。

また、飼料の価格高騰に対して消費者等の理解醸成を図るということで、飼料価格の高騰につきまして、関係者に認識や理解を共有してもらうための取り組みを推進することとしてしているところでございます。

繁殖雌牛の年間増頭につきましては、1万2,000頭を目標としております。和牛の繁殖雌牛につきましては平成6年ごろから低下傾向でございましたが、先ほど畜産振興課長の説明にもありましたように、平成18年度は1万3,000頭余り増加しておりまして、19年度につきましては、この18年度の目標としました頭数を1,000頭上回る1万2,000頭という目標を掲げて、関係者一丸となって取り組むこととしております。

2ページ以降でございますが、先ほどの18年度等々と重なるところは避けまして、3ページ目で、家畜排せつ物でございます。

右側のところでございますが、これまで平成 16 年 11 月に家畜排せつ物法が、5 年間の計画期間を経て施行され、これまで会員対応により対応した農家等における施設整備を続けてきたわけでございますが、これについては本年度中で完了することとなっております。

また、新たに策定しました基本方針に即しまして、都道府県計画の見直しを推進することとしております。

次に、9. 肉用牛及び牛肉のところでございます。一番右側のところでございますが、国産乳用種牛肉につきましては、国産若牛と称しまして、消費拡大を推進することとしておりまして、流通実態調査の実施を踏まえた上で、新たな販売戦略の策定と実施を行うこととしております。

以上、簡単でございますが、説明とします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、畜水産安全管理課長より資料 6 「牛トレーサビリティ制度の状況について」御説明をお願いします。

○境畜水産安全管理課長 はい、資料 6 をごらんいただきたいと思います。

畜水産安全管理課長の境でございます。

1 枚めくっていただいて 1 ページ目でございますが、この牛トレーサビリティ制度、法律名は「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」ということでございますが、この法律の附則におきまして、「この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときはこの法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずる」という規定がございますので、この施行状況につきまして、本日御報告をさせていただきます。

真ん中にごございますように、この法律は生産段階は 15 年 12 月 1 日、それから流通段階は 16 年 12 月 1 日に施行されておりまして、ことし 12 月で丸 3 年を迎えるということになっております。

この法律の目的は左にごございますが、BSE の蔓延防止措置の的確な実施、それから牛肉に対する消費者の信頼の確保ということでございます。

右側でございますが、牛の管理者 12 万戸ございまして、年間 143 万頭出生しましたら、その子牛につきまして直ちに届け出を行い、耳標を装着するということになっております。それから、その牛が出荷されましたら、と畜者あるいは食肉の販売業者とか、特定料理提供業者は、個体識別番号を表示・伝達し帳簿を備えるということで管理することになって

おります。

次のページにまいりまして、右の図でございますが、この個体識別台帳につきましては、独立行政法人家畜改良センターが委託を受けまして管理をしております。その情報につきましてはインターネットで公表をし、一番下の消費者等が、インターネットでその情報を見ることができるという仕組みになっております。

真ん中の図ですが、牛の管理者——生産者ですが——子牛が出生したり移動した場合には報告をしていくということで、と畜場から食肉流通業者につきましては、個体識別番号を表示し伝達をしていくということです。

それをチェックする仕組みとしまして、右側でございますように、と畜場で採取しました全枝肉からの照合やサンプルと、それから地方農政事務所等の職員が小売店等で採取しましたサンプル等をDNA鑑定で突合していくということで、コンプライアンスの確保を図っておるところでございます。

次の3ページでございます。これまでの実施状況、生産段階でございますが、耳標についてはすべての牛に装着し、届け出をしてもらうということで、右にございますように、BSEの発生時には、数時間以内に関連牛を特定いたしまして、迅速な蔓延防止措置が可能になっております。

左でございますが、届け出につきましては1日当たり3万件を超える届け出がございますが、一部エラー等があるということでございます。右の表、真ん中にございますように、エラー率ということでいきますと、計8.2%程度ということになっておりますが、こういったエラーにつきましては、チェックをし修正をする仕組みがございます。

エラーの左側でございますが、まずエラーの確認と監視・指導ということで、地方農政事務所、家畜改良センター間で連携をしまして、内容の確認、監視・指導等を実施をしております。また、巡回指導、立ち入り検査を行う。さらに、これはコンピューターで管理をしておりますので、不適切な届け出の検索機能を強化した新たなシステムを開発をしたところがございます。

次に4ページでございます。流通段階でございます。販売業者への対応ということで、巡回指導、立ち入り検査を年間3万2,000戸、それから特定料理提供業者につきましては6,000戸を行っておるところでございます。こういったことで、国産牛肉への信頼の確保等に寄与しているところがございます。

左の折れ線グラフでございますが、毎日毎日のインターネットによる検索の数をプロッ



トしているというところでありまして、右にありますように、1日当たり6万9,000頭。それから、携帯電話では1日5,000頭の検索がされているということでございます。

最後の5ページです。これまでの主な違反事例ということで、盗んだ子牛の耳標を取り外すということもございまして、こういった生産段階の違反に対しまして、4件、これまで告発をしております。

また、流通段階におきましては、個体識別番号を違ったものを表示するというので、勧告14件になっておりますが、先週北海道のミートホープの案件で勧告いたしましたので15件ということになっております。

一番下は、不安を感じる食品の回答比率ということで、国産の精肉につきましては、隣の外国産精肉に比べましてもはるかに不安を感じる比率が低いということで、消費者の信頼もある程度得られていると考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

大変丁寧に御説明をいただきましたので、私のもくろみをしていた時間よりは30分ほど時間が押しておりますが、5分だけ休憩をとらせていただいて、そうすると47分に再開になります、もうほんのわずかですが。

〔暫時休憩〕

## 意見交換

○鈴木部会長 それでは、部会を再開いたします。

休憩前の事務局の説明を踏まえまして、きょうは、特にこの部分からというふうにいたしませんので、御自由に質問、意見等をいただきたいと思います。

前もって申し上げておきますが、一応16時30分までということにはなっておりますが、その時点で退席されないといけない方は退席していただいて、その後の議論につきましては、事務局より後日報告させていただきますので、いろいろ意見が言い足りない場合は、そのまま少し超過して続けさせていただくことになるということをお知らせしておきます。

それでは、御自由に。

はい、林委員、どうぞ。

○林委員 4人の課長さんからお聞きしたいんですが、順番に申し上げます。

まず最初に、畜産振興課長にお願いしたいのですが、資料3-1で、13ページに、自給率を平成27年に35%に持っていかれる。これは大変立派な計画だと思うんですが、これを計算されたとき、バイオエタノールの原料として、例えば、米、将来日本の中でも考えられるかもしれないという状況に私はあると思うんですが、そういったえさ米でやっているところが、つまりバイオエタノールとかそういうものに食われる可能性があって、なかなかこの35%を達成できない可能性が出てくるというのは、平成27年ですから、これから、まだ8年間ぐらい先のことなんで、それは想定に入っているかどうかというのを一つお聞きしたいということです。

それから2つ目は、動物衛生課長にお聞きしたいんですが、同じ資料の3-1の24ページのところに、BSE。BSEは随分お金をかけて対策されてきたおかげで、日本でも本年度は2頭ということであれですが、これはゼロになるのはいつというふうに、大体想定されているのでしょうか。

それともう一つは、本当にゼロになるのかどうか。例えば、1992年は日本はゼロですが、このときの検査方法と現在の検査方法は違いますよね。異常プリオンの検出というのでいくと、異常プリオンというのは、僕はこの辺はちょっと素人でわからないのですが、人間でも異常プリオンは大体100万人に一人、これは遺伝的な変化で発生するものなんですが、そういう、現在の異常プリオンの発生とは違うもので、偶発的に出てくるものまでも、世界的に見た場合あり得るんじゃないかという気がしてならないのですが、それと現在の肉骨粉、イギリスに始まったあれと完璧に分けられるのかどうか。

つまり、本当にゼロにならなくてもいいんじゃないかと私は思っているのですが、そういうことがもしあるとすれば、日本人だって毎年100人ぐらいは、古典的なクロイツフェルト・ヤコブの患者は発生しているわけですから、それはイギリスで発生した、あるいはほかの国でも、EUで少し発生しましたが、ああいう変異型のクロイツフェルト・ヤコブとは違うわけで、そういうところはどうなっているのかということについてお聞きしたいと思います。

それから3番目は企画課長にお聞きしたいのですが、資料の3-2の10ページ目に、特にアジア諸国等のEPA推進、ほかの国ともそうですが、アジアとはとりわけ大切なことなのですが、ここでこういうEPAをやっていく場合に、一方で我が国の農業は、知的財産というのをこれまで以上に大切にしながら、いろいろな国際貢献をしていこうという、

特にアジアの開発途上国に対して、これまでは知的財産なんていうことを全く考えもせず、いろんな技術を、貧しいところにはどんどん差し上げるというか、お教えするということができたのですが、ここで我が国の知的財産を守りながら、特に近隣のアジアの開発途上国にどういう形の援助を、そういうそごを来たさないようにやれるのかということで、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

最後に、畜水産安全管理課長にお聞きしたいんですが、これはあつてはならないし、またないことだと思うんですが、トレーサビリティ、これはこれで非常に立派な、つまり消費者の不安も急激に減ってきているということを考えてすばらしいんですけど、このトレーサビリティは安全性だけじゃなくて、例えば生産者のほうで頭数のごまかしというのが本当になのかどうか。もしあるとすれば、こういうトレーサビリティがそういうことに貢献するのか。つまり、頭数をごまかすということが、そういうことは私はないと思っっていますが、そういうことが発生しないような仕組みに、このトレーサビリティは貢献するのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

以上、4つの御質問です。

○鈴木部会長 はい、ありがとうございます。

今の林委員からの4点、関連しまして。はい、どうぞ。

○萬野委員 違ったポイントなのですが、家畜排せつ物の対策はかなり高水準で対応されているということなのですが、現場で新たな問題というんですか、ハード的には対応されているのですが、まだソフトがついていってなくて、まだ未完熟のたい肥を畑に還元とか、当然量がたくさん出ていますので、また過剰に畑に還元ということで、一部やはり水質問題も新たな問題というふうに出てきていますので、その水質の問題にも、今後どういようように対応をお考えになっているかということをお願いします。

2つ目は、BSEの点なのですが、アメリカからは月齢撤廃という話も出ていますが、日本は基本的には20カ月未満は基本的にはBSE検査対象外で、今は任意でやっているということなのでしょうが、日本として、月齢を考えない、全くBSEの検査をしないという選択肢もあるのかというのを教えていただきたいと思います。

あと、牛のトレーサビリティ制度なのですが、我々生産者としてはかなりの成果を上げられていると思っっていますが、せつかくのこういったシステムなので、家畜改良とかほかのものにこのデータベースをもっと利用できないか。その辺のお考えを教えていただきたいと思います。

最後に、バイオエタノールのDDGSの話がありましたが、この話は、やはりアメリカからDDGSを輸入という考えのもとでの内容なのか。

その4件、お願いします。

○富士委員 えさ米とか飼料対策について関連で、一つ配合飼料価格の安定制度がありますが、これが通常基金、異常基金の円滑な運営という意味で、通常基金のほうの財源問題ということの心配がありますので、その辺の基金の財源も含めた安定的な運営について、これから3月ぐらいまでについてどう考えているのかというところ。

それからまた、これから10月の配合飼料価格が決まってきますが、据え置きになった場合でも実質負担が農家はふえていくといった場合の、枝肉価格、販売価格等への転嫁ということもありますが、実質負担がふえていって農家の経営が悪化した場合の経営安定対策の補強強化みたいな点についてどうお考えなのかということがあります。

それから、配合飼料の中長期的な原料の手当てという意味でえさ米ということで、資料にもありましたが、新たな配合飼料原料として、国産の水田を活用した飼料用米というものを、やっぱり自給率向上の観点からも戦略的に位置づけて推進していくことが必要じゃないかと。今の現状は、主食用の米を余り米的に回しているわけで、当然コストに開きがあるというのは当たり前で、そうじゃなくて、最初からえさ米をつくる。そのための品種の開発・改良。それから、それへの栽培技術といいますか、不耕起、直まきとか、それから流通対策とか、そういう新しいものを推進するという観点から、どういうふうに検討するのかということをお聞きしたいというのが関連です。

あと発言の機会がないかもしれないので、あえて2つほど。

1点は、表示の問題です。加工品の、いわゆる原料原産地表示の義務化も含めた徹底した強化策といいますか、ガイドラインとかいろんな方法で今まで取り組んできていると思うんですが、この事件が起きたということもあって、加工品に対する消費者の信頼を確保するという意味での表示の徹底対策についてどうお考えなのかということ。

2点目は、これは質問ですが、生乳の需給事情。計画生産以上に減産しているような実態もあります。猛暑でかなり生産量も減っているということで、来年の3月に向けた生乳需給の動向。特に脱粉、バターの在庫がかなり高水準ということがありましたが、その辺を含めて、脱粉、バターの在庫はいわゆる適正在庫水準になるのかどうか、そういった観点での生乳需給動向が今後、年度末に向けてどう推移していくのかという、これは質問です。

それとあわせて、乳製品の海外相場の動向ですね。中国とかの影響で脱粉、バターがかなり上がっていて、国産の価格のほうが安いという情報も聞きます。そういう意味で、乳製品の国際価格の相場動向がどうなっているのかということをお聞きしたい、これは質問でございます。

以上です。

○鈴木部会長 一度質問を切りまして、順次事務局のほうから、回答できる点について回答いただきたいと思います。

どちらから。はい、どうぞ。

○釘田畜産振興課長 まず、えさ米に関連して幾つか御質問がございました。まず、飼料自給率の目標の策定の中で、このえさ米なりバイオエタノールの動向を考慮しているのかという御質問だったと思いますが、ここに示しました自給率目標を策定する際には、国内でのえさ米を初めとする穀物生産というのはほとんど無視しております。したがって、えさ米の生産は考慮しておりません。

また、バイオエタノールの生産目標、これは現在日本政府としての目標を持っておりますが、こういったものを進めるに当たりまして、私どもとしましては、できるだけえさと、食料と競合しない形でのバイオエタノール生産に努めてほしいという要請をしているところでございまして、そういった方向で取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

それから、順不同かもしれませんが、萬野委員からは、個体識別データを用いた改良体制。これにつきましては御指摘のとおりでございまして、私どもといたしましても、特に肉用牛の場合とは畜場の枝肉格付けデータを用いまして個体識別情報と照合した上で、これを改良に用いるような体制を今後しっかりと構築していきたいと考えております。

また、DDGSの高騰につきまして、これは先ほど申し上げましたように、日本国内での、例えば穀物を用いたバイオエタノール生産というのは当面考えられないと思いますので、今検討しておりますのは、海外で、特に米国で余っているDDGSを日本へ輸入して使う可能性を検討しているということでございます。

それから、配合飼料価格安定制度の基金の問題でございまして、基金の財源が不足するのではないかという御懸念がございまして、実際、通常補てん基金につきましては、今後の価格動向ということもあるのですが、今後不足を生じる可能性が十分出てきていると考えております。また異常補てん基金につきましても、年度当初に比べますと、かなりその水

準が低下するという状況でございます。したがって、今後、20年度の概算要求も含めまして、私どもとしては、通常補てん基金に財源不足が生じた場合には、必要な基金財源を借り入れしていただき、それに対する利子助成を行うといったような新たな措置、さらには異常補てん基金の計画的な積み立てを行うために、20年度は国から50億円の積み立て、民間と合わせて100億円の積み立てをできるようにということで、現在財務省のほうへ予算要求をしているところでございます。

そのような考え方で、しっかり制度運用できるように対応していきたいと思っております。

それから、またえさ米の問題ですが、これにつきましては御指摘のとおり、国内の水田を活用したえさ米対策ということについて、現場のほうでも大変関心が高まっていると考えております。ただ、現状ではまだ、先ほど御説明しましたような大きな価格差、とうもろこし価格と国産のえさ米ということを考えて場合は大きな価格差がございますので、まずはお話にもありました、超多収米といったような品種改良、あるいは低コストな生産技術体系、あるいは流通体制といったこととどのように条件を整えればえさ米生産が可能になるのかといったことを十分に検討していきたいと考えております。現在はそのような状況です。

以上です。

○姫田動物衛生課長 林委員から御質問がありました、BSEがゼロになるのはいつかということです。BSE自身、口から入って、回腸のパイエル板を通過して、そしてプリオンが体内に取り込まれるという以外では発生しないと考えられている病気でございます。それで、私どもとしては、平成13年の10月あるいは15年4月、17年4月からフィードバン、飼料規制を強化しているわけでもございまして、多少のタイムラグがありますが、14年1月以降の出産した牛については発生していないということがございます。ですから、効率的な飼料規制が行われているのではないかと考えているところでございます。

あと、そうしますと従来発生しています、平成8年度なり平成12年度の同期牛が、8年度で3万頭、12年度でまだ20万頭おりますが、これらには可能性が残っておりますが、これらが終わればいずれフェードアウトしていくということを期待しているところでございます。

あと、検査方法ということですが、これは従来は免疫組織学的方法を確定診断法にしておりましたが、ウェスタン・ブロットも、例えば両方とも確定診断公定法になっておりま

す。いずれにしても感度ではそれほど変わらないと我々考えておりますが、組織がとろけているときかウェスタン・プロットでないとできないとか、そういう効率性はあると考えております。ただ、いずれにしても検査方法で云々ということではなくて、現状は、それぞれ効率的に各国で行われていると考えております。

それから、ただ弧発性のCJDという話でしたが、弧発性のCJDものは人類にとって逃れがたいので、先生のおっしゃったとおり100万人に一人という確率で出るということで、これは現在も出ているわけですが、一方で変異性CJD、またBSE関連ではなくて、いわゆるクール病とかそういうプリオン病もあるわけですが、牛のBSEに関連するものということでは、変異性CJDで、イギリス人の方々を中心に180人ぐらいの発生、そして死亡ということ以外は、我々はないものと考えているところでございます。いずれ、この数字から見てもおさまっていく病気ということを期待しているところでございます。

それから萬野委員から、検査しない選択肢はということですが、死亡牛の検査は私ども農林水産省でやっております、これはあくまでもサーベイランスという考えでやっていますので、サーベイランスの必要があるうちはやると、必要がなければ適宜、今後どう考えていくかということをやっていくことになるかと思えます。あくまでも、我が国の清浄性の確認をどうしていくかということでございます。

と畜場の検査ということになりますと、これは厚生労働省の所管でございます。ただ、厚生労働省の考え方として、現在においては21カ月齢以上のBSE検査と、それからと畜場でのSRMの除去ということで、BSEのリスクを効果的に下げられているということが言っております。

また今後、ピッシングの動向とか、そういうことも含めて、厚労省の見解を聞きたいと考えているところでございます。

○境畜水産安全管理課長 牛トレーサビリティ制度について、2人の委員から御質問がありましたので、回答させていただきます。

まず林委員からですが、資料6の3ページ目をごらんいただきますと、左下の4行目のところ、牛の管理者への巡回指導・立ち入り検査といったものを、年間7万2,000戸行っておるということで、届け出していないとか耳標をつけていないものについては、そこで監視指導を行うということでもあります。

それから、前の2ページに戻っていただきまして、このトレーサビリティ制度上、牛の

管理者、生産者は、牛が出生したら届け出することになっていて、個体識別番号が付与されます。それは販売するときには、販売した届け出をまたしなきゃいけない。購入したほうも届け出をするということになっています。また、と畜場に出荷する場合も、と畜事業者もと殺の報告をするということになっておりまして、あわせて個体識別番号を報告するとなっております。したがって、これがないとと畜も販売もできないという仕組みとなっておりますので、御質問のごまかしの牛はないと回答させていただきます。

それから、萬野委員からの御質問ですが、1ページ目に書いてありますように、この制度の目的、BSEの蔓延防止措置と牛肉に対する消費者の信頼の確保ということですが、御要望もございましたように、改良への活用といったものにつきましても、生産者の同意を得た上で、現在も改良等に活用させていただいております。

また、この法律の制度以外に、このトレーサビリティ制度は本来、例えば家畜に伝染病が発生した場合に、関連牛をトレースバックしていくという方法もありますし、牛肉等を介して食中毒が起こったという場合も、原因究明にも活用できると思っております。

それから、飼養管理の状況で、給付した飼料とか、使用した薬剤とか、そういった情報も付与することによって、そういった一層の消費者の信頼確保にも活用できるものと考えております。

○徳田畜産企画課長 私の方からは、まず林委員の方から国際関係に関連しまして知的財産の関係について聞かれておりますので、お答えします。知的財産の関係につきましては、何より我が国としての対応が重要でございまして、ブーメラン効果とか、そういうものがないようにしていくこととさせていただきます。

その上でやはり、農林水産分野の知的財産をしっかりと守っていく、保護をしていくことが大切でありまして、農林水産関係の、知的財産のネットワークを構築して、現場段階で一連の保護をしていく手法を見出していくとか、そういうことを考えております。

特に、畜産関係では和牛の遺伝子の関係の保護が一番重要でございまして、和牛については、我が国固有の肉専用種として、これまで関係者の努力によって築き上げられた優れた我が国の財産と言えるものでございまして、一方で、海外に流出した和牛の生体や精液を活用して、我が国へ輸出が行われ、影響が受けかねない状況となっているところでございます。

これに対して、農水省としましては、和牛E O遺伝子の解明の促進とか、あるいは和牛の知的財産の保護の活用のために、解析しました遺伝情報に関しまして、特許の取得の推



進あるいは戦略的な活用方法を推進するための体制の構築とか、そういうことを検討しているところでございます。

次に、富士委員からございました、飼料の価格が高騰して、配合飼料の価格安定制度の補てん金が少なくなるので、今後の畜産経営に及ぼす影響に対してどう考えるのかという御質問でございます。まず、私どもとしましては、このような飼料価格の高騰につきましては、やはり畜産物価格へ反映していくための努力が何より必要だと思っております。まず、全国段階で理解醸成のための会議を開催するほか、全国8ブロックに分けて、地方の説明会を開催して、関係者に努力を促しているところでございまして、今後、関係者、地域でやはり価格へ反映させる努力をまずやっていただきたいと考えております。その上で、まず現在の経営状況についてどう見るかということをしかりと見きわめていかなければならないと思っております。

確かに昨年と比較しますと、飼料価格が高騰している分、経営に影響は与えておりますが、枝肉価格等も比較的いいものもございまして、その辺をどう見きわめていくか。そしてその中で、やはり関係者が生産性向上のための努力をどうしていくのか、それをどうやって促していくのが重要だと考えております。

以上でございます。

○平岩牛乳乳製品課長 富士委員から牛乳・乳製品関係で御質問を2点いただいておりますが、1点目の生乳の需給についてでございます。富士委員からも言及していただきましたように、本年度に入りまして、7月までの数字といたしまして、前年同期比で、生乳の生産量がマイナス2%になっておるところでございます。

その要因として、私ども分析をしておりますのは、昨年来の減産型の計画生産への取り組みの中で、頭数の減少という側面が一つあったかと思っております。それから、これは7月までの数字でございましたが、梅雨明けがおくれておりましたが、梅雨明けしてから、8月に入りまして非常に暑かったという状況もございまして、夏バテで、牛の生乳の出す量が減るということを心配をして、比較的早い時期から暑熱対策ということで各地域にお願いをいたしまして、これは団体と一緒にやらせていただいたのですが、例えば畜舎に水をかけるとか、扇風機を十分に活用してもらうとか、なかなか手間がかかるので難しいのですが、部分的に毛刈りをしてもらうとか、細かいことのように見えますが、そうしたことも生乳の生産量を維持するという意味では結構効き目がありますので、そういった努力もしていただきながら、生乳生産量の確保に努めていただいております。11

月までが、生乳の需要期で、今その最中でございますが、その11月までの間でいきますと、幾分タイト感が生じる可能性があるということは関係の方々からお話等をお聞きしております。

ではありますが、私どもとしては、今申したような、生乳の生産量の維持に努めていただき、また、一部で初妊乳牛の手当てなどについても一部取り組みも行われております。そうした生産の側面と、それから、必ずしも望ましいことではないのですが、飲用需要が年度が始まる前に、今年度は1.7%減るのではないかと見通しておったのですが、現在までのところ前年に比べて3.5%減っているという状況がございまして、需給という側面で見れば、年度を通して見た場合に不足を生ずるような状況にはないと考えております。

その結果として、脱脂粉乳、バターの在庫の水準がどうなっていくかということでございます。季節変化というか夏前に脱脂粉乳、バターの在庫を積み上げて、年末需要に備えていくという毎年の変動があるわけでございますが、今年度の夏場の状況を見ますと、在庫の積み上がりが、例えば昨年なんかと比べますと少ない状況にございます。

ということで、年度として見た場合には、計画生産へのお取り組みですとか、在庫対策のお取り組みをいただいているということで、在庫としては減っていく傾向が今後続いていくと思っております。

それから、海外の相場の状況、非常に高騰しているということをお尋ねであったかと思えます。乳製品の国際価格につきましてはいろいろな要素が作用するわけでございますが、最近の高騰につきましては、例えばオーストラリアで干ばつが起きているようなこと、それからEUで輸出補助金が削減、これは今はゼロの水準になっておりますが、そういったことがございます。あるいは構造的に、中国、ロシア、あるいはインド等々の新興国で需要が高まっているという部分がございます。また、さらには輸送コスト、あるいは為替の影響なんかの影響して上昇傾向があるかと思っております。

その水準ですが、例えばバターについて見ますと、2006年の10月ぐらいから上昇しております。ヨーロッパ産について言いますと、トン当たり5,000ドルを超える水準になっております。昨年の同時期と比べると、3倍ぐらいになっております。ただ、国産と比べますと、まだ国産の方が1.5倍高い状況がございます。

ただ、脱脂粉乳について言いますと、これも昨年の8月ぐらいから上昇しております。やはりヨーロッパ産については、トン当たり5,000ドルを超える水準になっておりまして、これも昨年の同時期と比べると、2倍程度の水準になっております。これは実は、現時点

で国内の大口需要者の取引価格と比べますと、国産のほうが安いという水準になっております。

今後の価格の見通しは、先ほど申しましたようにいろいろな要素があつて、見極めるのは非常に難しゅうございますが、生産面でオーストラリアが回復してくるといふ要素もございますし、需要が増えている新興国で、逆に生産も増えていくといふ要素もあろうかと思ひます。

その一方で、生産と需要のバランスの状況を、今後も情報としてできるだけ正確に、迅速に入手するようにして、国内の需給を考えるとときにそれを踏まえながら、きちつと年度末に向けてまた検討をしていきたいと思ひております。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長 先ほど萬野委員から、家畜排せつ物対策につきまして、ハード面での対応は十分であるが、ソフト面では不十分ではないか、あるいは未完熟のたい肥が畑に投与されているのではないかといふ御指摘がありました。これにつきましては、基本はやはりたい肥化であると思ひますし、適切な切り返しが重要であると考えております。また、量的に非常に発生量が多い場合におきましては、耕畜連携の推進ですとか、エネルギー利用といふことも可能かと思ひております。

また、ソフト面での対応といたしましては、たい肥のアドバイザーですとか、たい肥のコーディネーターといふものを養成いたしてあります。御指摘のあつた課題にも適切に対処できるように、養成研修などで対応していきたいと思ひてあります。

○鈴木部会長 引き続き、説明を受けて。

神田委員、お願いします。

○神田委員 幾つかございます。一つは消費拡大のところでは、資料3-1を使って質問したいと思ひます。5ページのところに消費拡大のことが書いてあります。御説明もありました。その御説明のときに、牛乳・乳製品消費の拡大に向けて、正確に分析をして、消費者の着眼点を示したといふことで3つ示されてあります。

そこから矢印がありまして幾つか書かれてはいるわけですが、それで一つ目ですが、その下にあります習慣づけといふことで、日に3回の摂取といふことで、児童にこれだけの摂取を習慣づけていきたいといふことですが、どれくらい飲ませたいのか、あるいは具体的にどんなことで進めていくのかといふあたりが、ちょっとイメージがつかめないで教えていただきたいといふことと、その隣に消費者ニーズの把握と書いてありますが、ペットボトルの容器の追加、このことについてと、それからその一つ下の、ビタミンとミネラル

のプラスしたもの、これについては消費者のニーズといいましようか、そういったことがあってこういった計画が出てきているのかというところが見えないと思います。

私はむしろ、ペットボトルなどにつきましては懸念する声のほうが聞こえてまいりまして、進めるということについての積極的な理由というのが見えないものですから、わかたら教えていただきたいと思います。

それから消費拡大の関連で言いますと、17 ページになりますが、飼料米利用畜産物の高付加価値化ということがありました。そこで、こういった飼料米を使えばいいということでは付加価値にはならないはずで、そういった飼料米を使った場合に、どういういいお肉ができるのかとか、品質の問題とどう関係があるのかということがあって初めて高付加価値という感じで私は受けとめているんですが、その辺のところは研究されているんでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

それから、1 ページ前に戻りまして、放牧のことで、私は放牧のことは非常に期待をしているものですから、きょうはこの資料によりますと、16 ページの右下の黄色い四角に入っております数値を見ますと、耕作放棄地ですとか、その他未利用のところを見ますと 61 万ヘクタールあると。そういった中で、左の図を見ればいいと思いますが、こういった数字が実現してきていると思います。非常に少ないと思うわけですが、今後に向けて、見通しというんでしょうか、期待していいんだらうかという意味で、見通しがお聞きできればと思います。もし進みにくい原因があるとすれば、それはこういったことなんだらうかということも、もしわかればお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、別の問題です。23 ページのHACCPの問題ですが、安全性の確保策というのは必要だと思っております、いろいろ対策を立てていただくのはいいと思っております。それで、一つお聞きしたいのは、飼養衛生管理基準というのとHACCPというのの違いがちょっとわかりにくいので、より安全性を高めるためにきめ細かに対策を立ててくださっているんだらうとは感じるんですが、HACCPというところが、食品製造にかかわる安全管理と私もとらえているものですから、ここで言う具体的にどういった形で管理されていくのかというあたりが見えるといいと思います。

すみません、もう一つ、最後です。御説明がなかったのですが、資料4のところ、新技術の開発普及というところなんです、資料でちょっとわかりにくいので教えていただきたいと思います。クローン技術等のところですが、18 年度の実績として、消費者への正確でわかりやすい情報提供を図って、その理解を求めつつ推進ということで、実績という

ところに書いてありますので、どういったことを18年度のところでなされたのかということ。

それから、評価・実績のところで、研究開発、安全の検証、現場への普及が着実に進展となっておりますが、これはどこにかかるのかということがよくわからないので、教えていただきたいと思います。クローン牛のところ、技術のところでお聞きしたいということですので、その関連でお答えいただければと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

ほかの委員、はい、どうぞ。

○近藤委員 資料5の6ページですが、特に御説明がなかったんですが、担い手の関連のところで、畜産のいろんな牧場を見せていただく機会が多くて、回ったときに、非常にお母さんといいますか、女性の活躍なしでは畜産農家は成り立たないという状況にあることをたくさん拝見いたしました。

その中で、女性が活躍しやすい環境の整備ということで、出産時等々のヘルパー利用の一層の促進ということで、大変いい活動をされてきたと思うのですが、これについて具体的にヘルパーを受けた側の評価、それからヘルパーをした側の評価、どういう方がヘルパーをして、逆にいえばそのヘルパーの方が、逆に畜産の担い手になっていくというエンジェル・サイクルができていけばいいと思うのですが、それについて何か、具体的に評価の例があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木部会長 あと、何か。

はい、どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 飼料高と飼料の自給率ということについて、日ごろ考えていることを簡単に申し上げたいと思うんです。飼料自給率を向上させるということで、「酪肉近」の内容で説明がありましたが、これは着実に進んでいるという、そういった原則的なところでは評価したいと思うんですが、しかしながら、もう少し自給率向上ということの視野ではなくて、ちょっとそれをエスカレートするとか目標を高めて、日本型の畜産、何かというと、例えば酪農でいくと、多様性のある酪農というようなことを確立するという視点で推進していただくとありがたいなど。

例えば、飼料稲ということで拡大するということは、これはいわゆる水田酪農ということのをまた構築するんだと。それから、とうもろこしサイレージの面積拡大というのは、畑作

型酪農をしっかりとつくるんだと。それから、放牧利用というのは中山間地型の酪農、中山間地型の肉用牛の基盤を育成するんだと。それから、エコフィード、食品製造副産物を使う酪農というのは、いわゆる資源循環型のそういう地域での酪農を確立するんだという、そういうところまでエスカレートした視野で進めていっていただきたいと。

なぜかといいますと、酪農に関連して言いますと、私の隣に大藪さんがおられますが、飼料高騰では酪農が一番きついんじゃないかと思うんです。なぜかという、わかりやすい例で言いますと、平均的な乳量が35キロ前後の乳牛に対しては20キロの乾物をやると。そうすると、12キロぐらいがとうもろこしとか大豆とかという濃厚飼料で、あと8キロぐらいが粗飼料なんですね。

ですから、豚、鶏と違って、粗飼料の部分がショックアブソーバーになれば、いわゆる飼料高に対する緩衝能は高かったはずなんです。土台そういう反芻家畜というのはそういう性質を持っている。

しかしながらなぜきついかというと、ショックアブソーバーになるべく部分のアブソーバがなくなっちゃっている。例えば、輸入乾燥230万トン。平均で6、7キロぐらいやっている。それから、ビートパルプも輸入である、それから綿実も輸入である、そういうようなショックアブソーバーになる部分が全部インポートされているものということで、その姿は北海道を除いて、日本各地全部同じようなんですね。つまり、金太郎あめなんです。だから、波が来ると全部一律にまいってしまうといったような意味で、先ほどの話と関連して言いますと、多様性をつくる、つまりショックアブソーバーの部分で先ほど言ったような部分がしっかりと構築されて、そういう酪農形態というのが存在すれば、これは緩衝能が高いんですね。

そういう形でやっていくという、繰り返しになりますが、今進められていっている政策はいいと思います。もっとそれを加速して、ショックアブソーバーのアブス部分を、パーセンテージで一律に見るんじゃなくて、地域特性を踏まえてそういう部分を構築して行って、緩衝能の高い酪農をつくっていくんだ、畜産をつくっていくんだという視野で、政策を展開していただければいいと思います。考え方です。振興課長の御意見を後でお聞かせいただければありがたいと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。時間にはなっておりますが、引き続き御意見のある方、言っていただいてから回答を。どうぞ、じゃ、順にお願いします。

○向井委員 本日は飼料の自給率に関してたくさん意見があったのですが、私も2点だけ

お伺いしたいと思います。まず、最近ふえているGMO、これはかなり価格等、今後の供給に影響すると思うんですが、農水省としてどのように考えられるのかということが1点。

それともう一つは、いわゆる飼料の供給についての話がたくさん出てきたんですが、一方家畜ですね、すべての家畜を含めて、いわゆる育種的に、改良の話も出ましたが、今後乳牛、肉牛、豚、鶏含めて、飼料の生産効率をどのように育種改良されていくのか、そういう政策はどこで担保されるのかという点について、もし御意見がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 はい、堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 いろいろと皆さん、飼料のことあるいはトレーサビリティのことをお話しされましたが、私は養豚のほうで、直接牛のほうとは関係ないのでありますが、食肉につきましては、より安全・安心ということを消費者に求められているわけでございまして、養豚のほうでもトレーサビリティを始めております。そういう中で、まだまだ養豚では進んでいけない点がございます。

それというのは、やはりこのトレーサビリティシステムを動かしていく、消費者に届けるまでの間に多額のお金がかかるという問題もございます。養豚でいきますと、私どもが今運営している中では、今はICチップとか使っていないで、全部手作業で、耳刻とかでトレーサビリティシステムを構築しているわけでございますが、それでも1頭50円ぐらい最初にかかってしまいます。それでないとサーバーが動かないというだけで50円ぐらいかかってしまいます。

そういうことがありまして、それでなかなか製品に転嫁できないので、トレーサビリティの構築ができないというのが現状でございます。

それともう1点でございますが、飼料の問題につきましてはいろいろ皆様方から出しましたが、1点、エコフィードの利用推進につきましてでございます。エコフィードの利用には、やはり養豚が一番利用しやすい飼料ではないかと思っております。私どももいろいろと県の公な試験研究機関で試験等もさせていただいておりまして、非常においしいお肉もできています。現在通常の市販のえさでつくったよりもおいしいお肉ができるというのもわかっておるのでございますが、これが消費者に届くまで、ちゃんとしたシステムで届けられたいと思っておるわけでございまして、どの程度消費者の方々に御理解をいただいて、「これがエコフィードでできたお肉ですよ」ということが表示できる形を、きちんをつく

りたいと思っております。

それとあと排出業者でございますが、食品残さを出した会社にも、そのできた製品を必ず使ってもらいたい。こういう循環型を完全に構築していただかないと、出すほうは出してえさにすればいいんじゃないかという感じでとらえている会社もございます。そういうことでありますので、リサイクル法の中の食品系の 20%の構築ではなくて、それをさらに上げてもらって、そしてまたできた製品の半分以上は出した会社で使ってもらおうという、そういうようなエコフィードの利用推進の構築をしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

それともう 1 点、今家畜排せつ物の話が出ました。これにつきましては、窒素規制が、畜産の場合は 22 年度まで延びました。ですが、この先、果たして私どもの浄化槽の中で、その基準がクリアしていけるのかどうか。それが大変心配でございます。そういうことでありまして、再度、この家畜排せつ物法の処理の中で問題点が多分出てくるのではないかと思いますので、その点につきましても、これからの器具、機械のメンテナンスとか、そういうものにつきましてもぜひ御指導をいただきたいと思っております。

○飛田委員 ちょっといいですか、1 点だけ。

先ほども富士委員からもえさの関係を質問していただきました。お答えの中で、例えば基金造成、20 年度に向けて対応を図っていきたいというお話もあったわけですが、現場は今、阿部委員もおっしゃったように、酪農については減産です。そして、肉についても製品にどう生かしていくかということは、すぐ動きません。今、酪農・畜産の現場は、えさが上がってどうしようかという観点で、例えば乳を搾りたくてもえさを控えるということが発生をしております。そういう現状を、9 月以降、えさが上がらないという観点で判断をされているのか、20 年に向けての対応というよりも、今が大変なんですよ。そこをどうとらえておられるのか、そこをしっかりとやらしてもらわないかん。

以上です。

○鈴木部会長 どうぞ。

○杉本委員 ちょっと方向の違う質問とお願いなのですが、今 B S E の検査の件で、残念ながら来年の 8 月に検査のキットの補助を打ち切るということで、我々市場関係者は本当に困っております。これがきょうお見えの御婦人方も主婦を兼ねておられると思いますが、検査をしない肉が果たして購買していただけるかということで、本当の心配の種でございます。平成 13 年に B S E が発生しまして、けがの功名というんですか、全頭検査を行いま



して、本当に和牛は、豚肉 200 円でも売れない時代、ドラスティックにある一定の線まで販売できるようになったのも全頭検査のおかげでございます。

これを今、拙速に休止するということになりますと、我々大阪市は着々と夕張化になって、財政破たん団体に進んでおるところでございますので、なかなか予算がありません。そうすれば、我々市場会社が負担するのか、それとも生産者の方に御負担いただくのかと、本当に困っている問題でございます。せめて、これが先ほど林委員のおっしゃったように、BSEがゼロになるまで、果たして待てないのか、それとも清浄国を声明するまで待っていただけないかということ、きょうは質問というよりもお願いとして、私の質問とさせていただきます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

○鈴木部会長 どうも。大薮委員、どうぞ。

○大薮委員 一つだけお伺いいたします。

先ほど、消費者の着眼点ということで2つ質問がありました。私も同じような質問をしたいと思っていたのですが、もう一つどうしても聞きたかったのが、誤解への打破という形でここに書いてあるんですね。それで、その誤解への打破をどういう形で進めていこうと考えていらっしゃるのか、これほど牛乳の消費が落ち込んでいて、いろんなところで牛乳の誤解が生じています。それに対して、これからどういう形で進めていこうと考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、時間が押していますが、簡潔に事務局のほうから。

○姫田動物衛生課長 神田委員からHACCPと飼養衛生管理基準の話がありましたが、基本的に飼養衛生管理基準というのは、すべての畜産農家が守らないといけないと考えております。ですから、基本的なことで、例えば具体的に言うと、畜舎とか器具の清掃または消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業着、作業靴を清潔に保つこととかいう、当たり前のことなんですけど、実は守られていないことを飼養衛生管理基準に書いてございます。

もう一方、HACCPというのは、それぞれ、工業でやられているHACCPと同じように、危害要因を徹底して、それについて重要な管理点を設定して、厳重に管理していこうと。そして、きちっと記帳していこうということで、いわゆる顔が見えると言いながら、本当に安全かどうかわからない農産物じゃなくて、本当に安全な農産物を認証をしていこうという考え方でございます。ですから、安全性を高めたものという、すべての農産物に

そこまでできるかというとなかなかできないので、そういうものについて認証していったって、家畜的にも安全、そして人間的にもより安全なものをつくっていかうという考え方でございます。

それからあと、杉本委員からございました、BSEの検査でございます。これは食品安全委員会からも20カ月齢以下のものについて、検査しても結果が出るわけじゃないものですから、それは検査をしなくても、してもリスクに差はないという回答もいただいております。

厚生労働省のほうが、3年間ということで補助金を20カ月齢以下のものの検査について出しておりましたが、お約束どおりやめるということをおっしゃるので、やはりそこは、余計なお金を、国民の税金を無駄に使うのは難しいと厚生労働省は言っております。厚生労働省も、ですから特定の県がすると、ほかの県もみんなやりたくなるということでございますので、やはり各県とも20カ月齢以下について余計な補助金をつけないようにということで、厚労省と私たち畜産部あるいは食安局、あわせてそういう方向で皆さん方の御理解をいただくように、しっかりとやっていきたいと。

厚生労働省は、消費者の皆さん方にも御理解をいただけるようにということでのリスクコミュニケーションも行って、対応しているところでございます。

○境畜水産安全管理課長 向井委員からのGMOに対する考え方ということで、私のほうからは、輸入飼料についてお答えさせていただきます。

現状を申し上げますと、大豆やとうもろこしなど、6種類の作物について、現在50品種、飼料安全法に基づきまして、大臣確認が進んでおまして、国内ではそういう大豆とかとうもろこしを飼料として販売できる仕組みになっております。その際には、当然、家畜に対する安全性につきましては、飼料安全法に基づきまして農業資材審議会の御意見を聞き、また食品としての安全性につきましては食品安全委員会の御意見を聞いて、その両方をあわせまして大臣が確認をするという仕組みになっております。

飼料穀物の輸入の大半はアメリカになっておりますが、アメリカにおきましては大豆は9割、とうもろこしは7割近くが現在GMOになっております。飼料穀物としてはGMOを使わざるを得ないと考えておりますので、しかるべきデータを添えて、こういった穀物の生産者から確認の申請があれば、科学的根拠に基づいて審査をし、確認をしていきたいと考えております。

それからもう一つ、堀江委員からの豚のトレサの御質問ですが、恐らく豚についてはな

なかなか進んでいないというお話を聞いたわけですが、その御懸念かと思えます。豚につきましては法的な規制はございませんで、任意に関係者が流通業者とか消費者とかと連携をとりながら進めておられていますし、また、法律に基づきますものとしましては、生産情報公表 J A S というのがございますので、そういったものに取り組んでいただいていると思っております。

これはやはり任意ということですので、関係者あるいは我々行政も連携しながら、じっくり腰を据えて進めるべきものと考えておりますので、またいろいろ難しい点があれば、個別に御相談いただければと思っております。

○平岩牛乳乳製品課長 牛乳・乳製品関係で御質問いただきましたが、先ほど、富士委員から御質問いただいた関係で、ちょっと一点だけ、大変恐縮ですが、つけ加えさせていただきたいのですが、国際的な価格なり需給の動向、これは十分見極めていくということ、これは間違いないところがございますが、一部に、例えば投機的なものもある可能性もございますし、少なくとも今の水準は余りにも異常なところがございます。そういう意味で一時的な動きという部分もあると思っておりますので、そういう点をよく見極めていきたいと思っております。

それから、神田委員から御質問をいただきました。一つは 3-A-Day についてでございます。これについては、今は牛乳・乳製品をあまり消費していないという方を念頭に置いているというよりは、今ある程度牛乳・乳製品をとられている方について、より牛乳・乳製品をとっていただく機会を、一日 3 回を目安にして、組み合わせ方とかタイミングは食事の後でも、おやつでも何でも構わないのですが、より親しんでいただくということで、食生活の改善に資していければなということで、テレビのパブリシティですとか、それから雑誌の広告、あるいは牛乳なんかのパッケージにもマークを付けたりと、それから売り場の液晶 P o p なんかでも、そうしたことを宣伝しておりますので、そうした考え方、形で取り組んでいきたいというものでございます。

それから、ペットボトルの関係でございます。確かにこれは消費拡大という部分で整理をしておるわけですが、ペットボトルで牛乳を提供していくことになれば、商品の一つの形というか選択肢として牛乳を取っていただくシーンも広がっていくということで、もちろん生産サイド、製造サイドからすると、消費が伸びていくという面もあるわけですが、消費者あるいは国民の方から見ても、より牛乳を取っていただいて、これもまた食生活の改善という意味で貢献していければ、それはそれで消費者の方にも大変な

メリットがあるのではないかと考えております。

懸念をする声も非常にあるというお話もございました。これは衛生面とか、環境面という点でおっしゃっているかと思えます。これまでも主婦の方の団体、あるいは消費者の団体の方からもいろいろ意見も伺っております。これは乳業協会が中心になって、今そういったことにもお答えしながら検討しておりますので、引き続きそういう意味でよくお話を伺いながら取り組んでいくべきものというふうに思っております。

それから、表示の問題です。ここに事例的に書いてありますのは、生乳にビタミンとかミネラルを付加したような商品ということで、これは一例として書いてありますが、例えば高齢化社会を迎えていきますと、ビタミンとかミネラルといった機能性を付加した商品についての需要も高まっていく面があるのではないかとということもあると思えます。その場合に、現在の仕組みですと、生乳 100%であるにもかかわらず、それ以外にビタミンとかミネラルを加えますと、今の表示でいくと乳飲料という表示になってしまいます。

もともとが生乳 100%でできているので、非常に健康的なイメージもあるわけでございます。生乳 100%という商品内容について、消費者の方の御理解に資するという観点もあり、もちろん誤認混同を与えてはいけませんが、より商品の内容を適切に御理解していただけるような表示ができないか、結果として消費の拡大にもつながるような商品開発にも結びついていかないかということで検討を進めているものでございます。

○釘田畜産振興課長 それでは引き続きまして、飼料関係と一部家畜の関係でございます。まず神田委員からは、飼料米を使った高付加価値化の取り組みでございます。これは資料の中にもありますが、一部の事例といたしましては、国産の米を飼料として使って、品質のいい豚肉あるいは卵といったものをつくって、高付加価値化、一般の価格よりは高い価格で販売している実績はございます。ただ、これが科学的にどういったことで高付加価値化ができていいのかといったことについては、一部大学や研究所で研究成果も発表はされておりますが、その辺の因果関係といいますか、技術については、まだまだ今後の研究課題だろうと思っております。

それから、放牧の推進についてでございます。これは最近大変進んできているという御報告を先ほど申し上げました。一つには、電気牧柵、太陽電池を使った牧柵を使って、どこでも放牧できるといった非常に簡易な手法が普及してきたことも一因でございますが、それにもかかわらずなかなか進まない原因というのは、基本的には、日本ではやはり牛を屋内で飼うという長い習慣があるものですから、牛を放牧する技術体系が育たなかったと

ということが基本的にあるんだろうと思います。

それは重ねて言えば、そういった広大な土地が十分でないといったこともあります。そういう中で、私どもといたしましては、放牧の有利性、価値といったものを十分PRしながら、またそういった新しい技術も紹介しながら放牧を進めていく取り組みをしております、そのためにいろいろな補助事業も用意してございますし、さらに放牧を現地で進めるための指導者、放牧伝道師といった呼び方でそういった指導者も養成しているところがございます、これについては——具体的な数値目標は今は持っておりませんが——相当の拡大、伸びが期待できるのではないかと考えているところでございます。

それから、阿部委員からは飼料自給率向上対策に関連して、そういった対策をより加速するとともに、もっと多様な畜産・酪農を構築すべきではないかという、非常に貴重な、示唆に富んだ御指摘だったかと思えます。御指摘につきましては、全く私どもも同じ認識をしております、特に最近のような飼料価格の高騰の中で、畜産農家自らもいろいろなコスト削減努力を考えていらっしゃると思えますので、放牧の取り組みもその一つです、循環型の畜産、エコフィードの利用といったものもその一例だろうと思えます。まさに御指摘のような趣旨を踏まえて、いろいろな対策をさらに強力に進めていきたいと考えております。

それから、向井委員からは、家畜の改良のことだと思うんですが、飼料効率に着目した改良をどのように進めるのかといったような御質問だったかと思えます。これにつきましても、まさに最近のえさ価格の高騰といったような状況も踏まえ、飼料効率がいい家畜をつくるのは非常に重要なテーマの一つだろうと思えます。これについては、改良のあり方ということでございますので、それぞれの家畜の改良目標、あるいは検定なり選抜をするときの形質の重みづけといったような技術的な問題になろうかと思えますが、具体的にそれぞれの家畜ごとの改良のあり方を検討する中で、十分考慮していきたいと思っております。

それから、堀江委員からエコフィードの問題につきましてお話がございました。これにつきましても、特に先国会で食品リサイクル法の改正がございまして、その再生利用の中で、この飼料化、えさ化を最優先にするというような基本的な考え方が位置づけられました。これを踏まえて、さらに制度的にもリサイクル・ループといった取り組みが行いやすいような制度的な見直しも行われました。さらには、排出業者に対して、再生利用率の向上目標といったものも業種ごとに定められることになっております。こういった条件整備

が行われましたので、私どもとしましては、こういった新しい制度のもとで、さらにエコフィードの利用が高まるように、いろいろな事業も仕組んで、これを促進してまいりたいと考えております。

それから飛田委員からはえさ価格の問題、えさ価格をどう見ているのかということ、それから来年度じゃなくて今年度が大変なんじゃないかという御指摘だったかと思えます。先ほど私、20年度予算の御説明しかいたしませんでしたが、10月以降、価格改定の時期を間もなく控えているわけですが、10月以降の配合飼料価格がどうなるかというのは、先ほど御説明しましたようないろいろな要因によりまして、上がるか下がるか微妙な状況にあらうかと思えますが、いずれにしても、もし今の水準で推移したとした場合、通常基金のほうは年度末に向けて不足が予想される状況でございます。異常補てん基金のほうは大分少なくなります、まだ数百億があるという状況にならうかと考えております。

そういう中で、私どもといたしましては、一つは今年度中、通常補てん基金に不足が生じた場合は、異常補てん基金から一時的な貸付によって必要な補てんがきちんと行われるようにしていきたいと考えているところでございます。

また、定められたルールに基づいてしっかり運用をしていくしかないわけなんです、御存じのとおり、この7-9月期から、過去1年間の平均価格との差額を補てんするという考え方に加えまして、生産者負担が4%以上上がらないようにするという特別なルールを発動しておりますので、そういったことによりまして、極力生産者への負担を軽減するといった取り組みを行っていききたい。いずれにしても、この配合飼料価格安定制度を、定められた制度の中できちんと運用をしていくことがまずは重要なんだろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○平岩牛乳乳製品課長 すみません、大藪委員の御質問をいただいたのを、まとめてお答えすればよかったのですが、ちょっと1点、答えさせていただきます。

消費拡大の部分との関係で、誤解の打破というのをどう進めていくかということでお話をいただいたところでございます。先ほどの5ページに少し書いてございますように、牛乳・乳製品健康科学会議というのを、各分野の御専門というか権威の先生にお集まりいただいて昨年立ち上げたところでございます。そこで、牛乳・乳製品について必ずしも健康によくないんじゃないかというようなことを書いた本も出たということもございましたので、それを分析をしながら、Q&Aのような形で——これは日本乳業協会のホームページ

に載せておりますが——そうした形で整理をいたします。

それから、そこでまとめたいろいろなQ&Aというのは、学術的に非常に分析の行き届いた汎用性のあるものでございますので、その本に対してどうこうというだけではなくて、例えばいろいろなフォーラムの場ですとかセミナーの場でそれを活用し、あるいはパンフレットですとか、牛乳・乳製品の有用性とか機能性を普及していくということも含めて、全体として消費拡大について、日本酪農乳業協会が事務局としてやっております。

ここには生産者団体の方にも、乳業関係の方にも入っていただいております。何でそういう形でやっているかということ、それぞれの立場で主体的に、自分の問題として消費拡大をどういうふうにやっていったらいいかということをお考えいただくという意味で、そうした場を設けてやっておりますので、引き続き、大藪委員を含めて、生産者の方々からもいろいろアイデアとか御意見をいただきながら進めていかれるべきものだと思っております。

○徳田畜産企画課長 私から、先ほど近藤委員から、ヘルパーの関係について聞かれたのでお答えします。酪農ヘルパーにつきましては、現在酪農家の約7割に当たる、約1万5,000戸程度が定期的に利用しております、年間17.2日の利用となっております。また、肉用牛ヘルパーにつきましても、肉用牛農家の約5割が加入して利用しておりますのでございまして、このように、農家段階では非常に定着しています。

一方、酪農ヘルパーをやっている専任ヘルパーが全国1,200余りいらっしゃるわけですが、その中で、酪農後継者が120人ぐらいいるほか、酪農への新規就農希望者がそれを上回る150人余りおまして、酪農へ就農する際の一つの窓口になっているところでございます。その経験後に、実際に酪農に新規就農された数は、年間一桁ではありますが、毎年数名を数えております。

また、次に、飛田委員から、北海道の酪農経営についての厳しい現状について言及がありました。確かに、現在の飼料高騰で昨年より北海道の酪農経営が厳しくなっているということは私どもも十分認識しております。その中でホクレン等が、用途別乳価交渉において、生乳は現状並みでございますが、それ以外について引き上げを実現されたということでもございまして、また、今後もそのような方向でなされるということも聞いております。また、計画生産どおりの中で、例年並みの経営の中止等を見込みますと、1戸当たりの生産量につきましては増産等が見込まれているところでございます。

また、確かに北海道におきましては、配合飼料の高騰を受けまして、飼料の給与量が減

って乳量に影響しているということでございますが、都道府県におきましては、引き続き配合飼料を与えて乳量を確保しているというところでございます。そういうところについて、また私どもとしても十分説明していかなければならないと思っております。

いずれにしましても、今後、乳量の動向、生産量の動向も含めまして、経営状況については十分注意してまいりたいと思えます。

以上です。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長 堀江委員から、排水の硝酸性窒素規制について御指摘をいただきました。これにつきまして、まずハード面では、バイオマス利活用交付金などの活用が可能でございますので、今後とも予算確保に努めてまいりたいと思っております。

他方、硝酸性窒素の数字につきましては、浄化槽の運転いかんでかなり数字が変わる性質のものでございますので、引き続き、畜産環境アドバイザーの養成などを通して、ソフト面での支援も行っていきたいと考えております。

以上です。

○北池畜産技術室長 畜産技術室長の北池と申しますが、神田委員から御質問がございましたクローン等の新技術の情報提供の件でございますが、例えばクローンにつきましては、毎年どの程度の機関がどの程度の頭数をどういうふうの実験等に使用したかを毎年プレスリリースしている状況でございますし、さらに、技術につきましては、できるだけ最新の技術を、平易な、できるだけわかりやすい形で、パンフレット等も昨年作成したところでございます。こういう形で理解を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。さすがに5時も過ぎましたので、まだ議論は尽きないところでございますが、このぐらいで、もしどうしてもということがなければ、また次回の議論に送りたいと思えます。

私自身も全くコメントできずに終わってしまいましたが、とにかく本日はそれぞれの立場から大変貴重な御意見をいただきまして、これをぜひ農林水産省におかれましては、踏まえて今後努力いただけたらと思えます。

1点だけ申し上げますと、非常に今えさの高騰で、畜産経営がかなり深刻な状況であると私も各地で聞いておりますので、この点につきましては協議会もできて、いろいろな理解の醸成ということも含めて努力いただいております。畜産部会としましても、非



常に緊急の問題として、ここにお集まりの皆様がそれぞれのお立場でこの問題についてぜひ御尽力いただきたいということをお願いしまして、本日の畜産部会を閉会させていただきたいと思います。

どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。

午後 5 時 05 分閉会